締約国に関する情報 ＴＤ	チ　ャ　ド 一　般　情　報	附属書　Ｂ１ ＴＤ
国内官庁の名称	African Intellectual Property Organization (OAPI) （アフリカ知的所有権機関)(ＯＡＰＩ)(附属書Ｂ２参照)	
チャドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により，アフリカ知的所有権機関（ＯＡＰＩ）又はＷＩＰＯ国際事務局（附属書Ｃ参照）	
チャドが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	アフリカ知的所有権機関（ＯＡＰＩ)(Ⅱ巻参照)	
チャドを選択できるか？	できる（ＰＣＴ第Ⅱ章に拘束）	
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	ＯＡＰＩ特許，ＯＡＰＩ追加証，ＯＡＰＩ実用新案	